

御前崎市給水装置設置工事指針について

御前崎市上下水道課

説明内容

- 1 御前崎市給水装置設置工事設計・施行基準について
- 2 道路占用について
- 3 指定給水装置工事事業者 各種届出事項

1 御前崎市給水装置設置工事設計・施行基準について

① 量水器の設置位置について

量水器を新規で設置する場合は官民境界から2 m以内、それ以上になる場合等は止水栓を設置（止水栓は官民境界から1 m以内に設置）すること。

② 埋め戻しについて

市道部埋め戻しは保護砂を管上200mm施工。さらにその上に埋設表示シートを施行すること（再生砂使用については、現在検討中）。

③ 完成後の試験について

給水装置を新たに設置した場合は、必ず耐圧試験（1.75MPa）を行うこと。

2 道路占用について

① 道路の占用申請・制限依頼書について

市道は1週間以上前、県道・国道は1ヶ月以上前に御前崎市上下水道課へ提出し、工事着手予定日までに余裕を見ておくこと。

県道・国道の場合は、事前に静岡県袋井土木事務所（掛川支所）へ協議に行くこと。

3 指定給水装置工事事業者 各種届出事項

・以下に該当する場合、上下水道課まで届出をお願いします

①主任技術者の選任・解任

②事業所の名称変更(法人)・住所変更・代表者変更

③氏名又は名称(個人)・住所変更・代表者変更

④役員の氏名の変更

⑤指定の廃止・休止

⑥指定の再開

※電話、FAX番号、メールアドレスの変更もお知らせください。

- ・更新時には指定更新時確認項目届出書の提出が必要になります。更新届と一緒に提出してください。
- ・ご質問がございましたら、御前崎市上下水道課までお問合せください。
- ・御前崎市市民生活部上下水道課 0537-85-1126